

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

住宅都市局（工事）

（住宅都市局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

(2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

(4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

(1) 安全や事故防止に配慮した設計及び工事監理がされているか

(2) 工事の各段階で適切な履行を確認しているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 2月 4日から令和 4年 8月23日まで

2 実施方法

今回の監査では、住宅都市局における令和 2年 4月 1日から令和 4年 3月31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	1,152	108	9.4	82,352	15,185	18.4
委託	1,082	12	1.1	5,923	637	10.8

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第2位を四捨五入

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（積算）

環境省が定める建設廃棄物処理指針（以下「処理指針」という。）では、発注者の責務と役割について、建設廃棄物の積算上の取扱いにおいて適正な建設廃棄物の処理費を計上することや工事が終わった時は受注者に報告させ、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認することなどを定めている。

「葵土地区画整理事業都市計画道路布池町線始め6路線街路築造及び舗装工事」及び「鳴海地区高架北道路外1路線街路築造及び舗装工事」では、道路の整備を行っており、整備に伴い既設の排水管を撤去していたが、積算では撤去費のみ計上しており、撤去により発生する塩化ビニル管などの建設廃棄物について処理費用が計上されていなかった。また、これらの建設廃棄物の処理について、工事完了時に受注者に報告させておらず、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認していなかった。なお、実査により工事完了後の建設廃棄物の処理状況を確認したところ、適正に処理されていた。

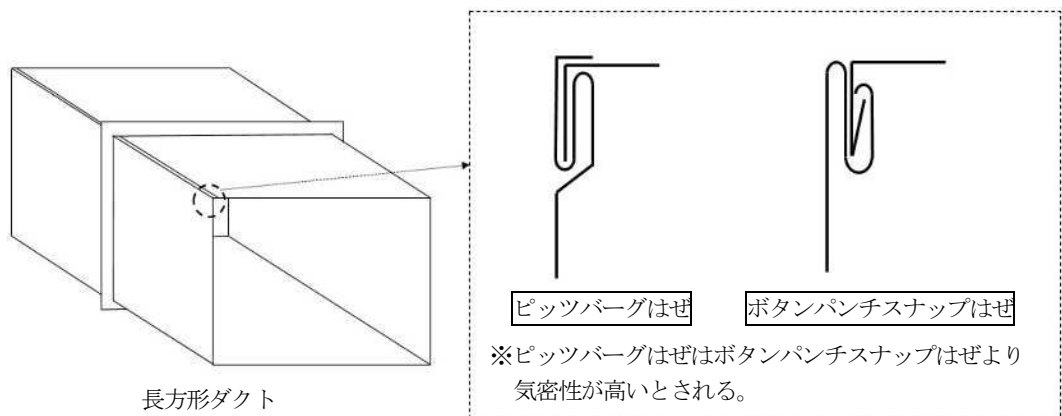
今後、建設廃棄物の処理にあたっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上

を図るために定められた処理指針の趣旨を踏まえ、発注者の責務として建設廃棄物の処理費用を適正に計上されたい。また、建設廃棄物の処理について、工事完了時に受注者に報告させるなど、処理指針に沿った建設廃棄物の適正な処理の確保に努めるよう改めて局内に周知されたい。

(大曽根北・筒井都市整備事務所、緑都市整備事務所)

(2) 排煙ダクトの施工について（施工）

国土交通省が定める公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「標準仕様書」という。）では、公共建築物における長方形ダクト^{（注1）}の材料や接合について、標準的な仕様を定めている。長方形ダクトは、鉄板を筒状に加工して製作されることから、かどに継目ができるが、標準仕様書ではその継目はピッツバーグはぜ^{（注2）}又はボタンパンチスナップはぜによるとされており、排煙の用途に使用する長方形ダクト（以下「排煙ダクト」という。）のかどの継目については、ピッツバーグはぜとするとされている。



長方形ダクトのはぜの種類

「緑文化小劇場天井脱落対策空調工事」では、天井改修に伴って支障となる排煙ダクトの一部を改修する工事を行っていた。新設した排煙ダクトのかどの継目を確認したところ、受注者が作成する施工計画書は標準仕様書に定めているピッツバーグはぜとする旨の記載があったにもかかわらず、ボタンパンチスナップはぜで施工していた。なお、工事完了後の当該排煙ダクトの風量を測定したところ、必要とされる風量については確保していることを確認した。

標準仕様書は公共建築物の品質及び性能の確保等を目的としており、公共建

築物である緑文化小劇場は、標準仕様書に沿った施工が必要である。当該排煙ダクトについては、必要とされる風量は確保していることを確認したところではあるが、排煙ダクトは火災時に煙を屋外へ排出する重要な設備であるため、標準仕様書に基づいた施工となるよう受注者を指導するとともに、設置する段階で施工が適切であるか確実に確認されたい。(設備課)

(注 1) 長方形ダクト

空調、換気、排煙などを目的とした空気の通路となる角形の風道

(注 2) はぜ

長方形ダクトのかどの継目の鉄板端部をかみ込ませるように接続した部分

(3) 単価契約に関する指示ごとの工事の完了検査について（検査）

名古屋市住宅都市局工事請負単価契約約款では、発注者は、必要が生じたつど、指示書をもって受注者に対して工事の施工及び所要の措置を指示し、受注者は、指示ごとの工事を完成したときは、直ちに発注者に工事完了届を提出しなければならないとしている。また、発注者は、工事完了届を受理したときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならないとしている。なお、指示ごとの工事の完了検査は、発注者が指定した検査員が行うものとしている。

「緑都市整備事務所所管街路灯等修繕工事（単価契約）」では、所管区域内において発生する街路灯等の要補修箇所をそのつどの指示に基づき修繕し、工事完了後にそのつど完了検査を実施していたが、指定した検査員ではなく、担当監督員が完了検査を実施していた。

工事の完了検査は、当該工事の出来高を対象とし、契約書、仕様書、設計書及び図面その他関係書類に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質等について確認し、合否の判定を行うものであり、発注者が指定した検査員により適正に実施されたい。(緑都市整備事務所)

(4) 道路の工事等における所轄警察署長の許可又は協議について（その他）

道路交通法（昭和35年法律第 105号）では、道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人に対し当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）の許可を受けなければならないと定めている。また、同法では、道路法（昭和27年法律第 180号）による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行なおうとするときは、当該道路の管理者は、所轄警察署長に協議すれば足りると定めている。

「街路灯修繕工事（大北・筒井－1）単価契約」及び「緑都市整備事務所所管街路灯等修繕工事（単価契約）」において、道路上で街路灯の修繕工事を行っていたが、あらかじめ必要とされる所轄警察署長の許可又は協議がなく工事を実施していた。

道路における施工等に際しては、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資するとの道路交通法の趣旨を踏まえ、必要な所轄警察署長の許可の取得又は協議の実施をされたい。

（大曽根北・筒井都市整備事務所、緑都市整備事務所）

第6 意 見

適切な監督業務の遂行について

住宅都市局では、市営住宅をはじめとする様々な公共施設の整備、保全業務を行っている。公共施設は市民生活や経済活動の基盤となる重要な社会資本であり、将来にわたってその品質を確保することで市民の福祉の向上に寄与する必要があることから、工事を施行する当局の技術職員においては、法令を遵守することはもとより、工事中の安全確保に努め、円滑に工事が履行されるよう適切に監督業務を行う必要がある。

今回の監査結果では、建設廃棄物の範ちゅうについての認識不足があったものや道路上の工事に係る警察との協議を実施していなかったものなど、工事履行に対する適切な監督業務の遂行が確認できない事例が見受けられた。不適切な監督によって廃棄物の不法投棄や道路上の工事に伴い事故が発生した場合、健全な市民生活を害し、ひいては市政への信頼を損ねることにつながりかねない。公共工事の発注者として、工事に伴って生ずるリスクを十分認識し、管理するよう適切な監督業務の遂行に努められたい。

また、当局では組織内の世代交代による技術力の継承を重要な課題と捉え、関係法令や民間企業の技術等について職場内研修を行い、職員の技術力向上に取り組んでいるところであるが、机上での知識の修得にとどまらず、現場での研修を組み合わせることで多種多様な工事経験によって培われたノウハウを局内に広く展開するなど、監督能力の更なる向上に向け、技術力の継承に取り組まれたい。

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

総務局（工事）

（総務局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

1 共通の着眼点

（1）設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

（2）積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

（3）施工について

設計図書どおり施工されているかなど

（4）検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

（1）約款や法令に基づいた適切な事務処理が行われているか

（2）施設の維持管理が適切に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 2月 4日から令和 4年 8月23日まで

2 実施方法

今回の監査では、総務局における令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで
に完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監
査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	111	9	8.1	57	14	24.6
委託	11	3	27.3	102	97	95.1

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2 位を四捨五入

第 5 監査結果

前記第 4 のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 非常用の照明装置の改善について（維持管理業務）

建築基準法（昭和25年法律第 201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）では、一定の規模を有する建築物には、非常用の照明装置^(注)などの建築設備を設置することと定めている。また、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定めている。

「複合庁舎中土木事務所ビル（上下水道局施設併存）維持管理業務委託」では、建築基準法に基づいて設置した建築設備の定期点検を行っていた。点検報告書を確認したところ、令和 3年度の点検で非常用の照明装置が点灯しないと報告を受けていた箇所について、令和 2年度においても同様の報告を受けていたにもかかわらず、適法な状態に改善されていなかった。

非常用の照明装置は、停電した場合において、一定時間点灯し安全に避難することができるよう、廊下、階段などに設置する重要な設備であるため、建築物の所有者、管理者又は占有者は適法な状態で維持するよう努めなければならない。複合庁舎である中土木事務所ビルは、複数の部署が所管する施設となっていることから、関係局で締結している複合庁舎中土木事務所ビル（上下水道

局施設併存）管理に関する覚書（以下「覚書」という。）に基づき、非常用の照明装置の不点灯について、必要な対策が講じられるよう当該施設営繕の所管局に強く働きかけ、関係局と相互に協力し適切な施設の運営、管理を図られたい。

（デジタル改革推進課）

（注）非常用の照明装置

火災などにより停電したときに安全に避難できるように蓄電池などを電源として一定時間点灯するよう通路などに設けるもの

（2）接地抵抗値の改善について（維持管理業務）

電気事業法（昭和39年法律第 170号）では、電気設備の設置者は、電気設備を省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないと定めている。また、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9年通商産業省令第52号）では、電気設備の異常時の保護対策など電気設備の保安上必要な技術基準を定めており、その具体的事項を示した電気設備の技術基準の解釈（以下「技術基準の解釈」という。）では、接地^(注)の種別ごとに抵抗値は基準以下にすることと定めている。

「複合庁舎中土木事務所ビル（上下水道局施設併存）維持管理業務委託」では、受変電設備の定期点検を行っており、接地抵抗値についても測定を行っていた。点検報告書を確認したところ、令和 3年度の点検で接地抵抗値が基準を超えているとの報告を受けていた箇所について、令和 2年度においても同様の報告を受けていたにもかかわらず、技術基準の解釈に適合する状態になるよう改善されていなかった。

接地抵抗値が基準を超えている場合、漏電した際に大地へ電気が流れにくくなり、感電や火災が発生するおそれがあるため、電気設備の設置者は技術基準の解釈に適合するように維持しなければならない。複合庁舎である中土木事務所ビルは、複数の部署が所管する施設となっていることから、関係局で締結している覚書に基づき、接地抵抗値の改善について、必要な対策が講じられるよう当該施設営繕の所管局に強く働きかけ、関係局と相互に協力し適切な施設の運営、管理を図られたい。

（デジタル改革推進課）

（注）接地

電気設備と大地をつなぐこと

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

経済局（工事）

（経済局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

(2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

(4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

(1) 約款や法令に基づいた適切な事務処理が行われているか

(2) 施設の維持管理が適切に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 2月 4日から令和 4年 8月23日まで

2 実施方法

今回の監査では、経済局における令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	254	14	5.5	427	208	48.7
委託	91	7	7.7	470	227	48.3

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2 位を四捨五入

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

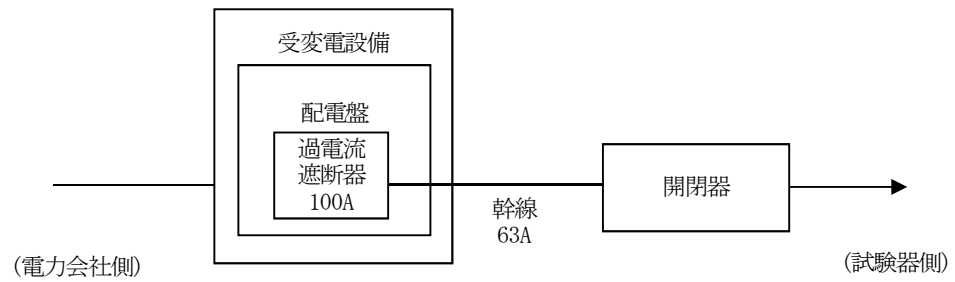
今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

低圧幹線の設計について（設計）

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第52号）では、電気設備の異常時の保護対策など電気設備の保安上必要な技術基準を定めている。その具体的事項を示した電気設備の技術基準の解釈（以下「技術基準の解釈」という。）では、低圧幹線（以下「幹線」という。）を敷設する場合、幹線を保護する過電流遮断器（ブレーカ）の定格電流は、幹線の許容電流以下とすることを定めている。

「工業研究所中間実験工場分電盤改修その他工事」では、新しい試験器を導入するため、直近に開閉器を設け、配電盤の既設の過電流遮断器から開閉器までの幹線を敷設する工事を行っていた。新設する幹線には許容電流が63アンペアであるケーブルを敷設する設計としていたが、幹線を保護する既設の過電流遮断器の定格電流が 100アンペアであり、幹線の許容電流よりも大きいものとなっていた。また、施工状況について確認したところ、設計図書のとおりの内容で施工されていた。



幹線系統の概要図

幹線に許容値以上の電流が流れ続けると、異常発熱による火災事故の恐れがあるため、技術基準の解釈に適合するよう当該電気設備を是正されたい。また、今後同様の設計にあたっては、技術基準の解釈に適合した設計とするよう局内に周知されたい。

(工業研究所総務課)